広島ヘリポートが提供するサービスの内容

令和2年7月30日現在

- 1 ヘリポート機能施設事業の営業時間(空港供用規程第1条第2項関係)
- (1) 給油施設の営業時間(航空機燃料のタンク搬入搬出及び航空機への給油可能時間) 午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 駐車場の営業時間(入出庫可能な時間) 午前8時30分から午後7時00分まで
- 2 ヘリポートに関する情報(空港供用規程第3条第1号関係)
- (1) ヘリポート管理者

名	称	広島県(広島ヘリポート管理事務所)
住	所	広島市西区観音新町四丁目 10-2
電話番号		082-295-2650

(2) 給油施設管理者

名 称	マイナミ空港サービス㈱西広島営業所
住 所	広島市西区観音新町四丁目 10-2
電話番号	082-234-6145

(3) 駐車場管理者

名	称	広島県 (広島ヘリポート管理事務所)
住	所	広島市西区観音新町四丁目 10-2
電話番号		082-295-2650

(4) 給油施設が提供する燃料の種類等

ア 燃料の種類 JET A-1

AVGAS 100

※ 提供状況については、給油施設管理者へお問い合わせください。

イ 給油の方式 レフューラー方式

(5) 着陸料等

ア 着陸料

着陸1回ごとに次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額

<ヘリコプター重量>

6 t 以下 1,000 円/機

6 t 超 700 円+ (6 t を超える重量×590 円/t)

イ 停留料

停留時間24時間ごとに次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額

<ヘリコプター重量>

- (1) 3 t 以下 810 円
- (2) 3~6 t 1,620 円
- (3) 6 t 超 前号の額+(6 t を超える重量×30円/t)
- ※ 1 ヘリコプターの重量とは、当該ヘリコプターの最大離陸重量をいい、トンによる ものとする。

- 2 重量に1トン未満の端数があるときには、1トンとして計算する。
- 3 停留料は。6時間以上エプロンに停留する場合に徴収し、停留時間が24時間未満の場合は、24時間として計算する。
- ウ 使用料

格納庫用地 300円/㎡/月

(6) ヘリポートアクセス

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/h-access.html

(7) 駐車場

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/h-parking.html

(8) ターミナルマップ

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/h-access.html

(9) 利用者の意向を反映する仕組み

広島ヘリポート管理事務所への電話連絡による受付